

# 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）

## 重要事項説明書

改訂 R6.4.1

あなたに指定小規模多機能型居宅介護サービス（指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）を提供するにあたり、以下のとおり重要事項を説明いたします。

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人おおさわの福祉会	所在地	富山市下夕林 141
法人種別	社会福祉法人	代表者	理事長 岩井 広行
電話番号	076-468-3300	ファックス番号	076-468-3003

### 2. 事業の目的と運営方針

事業目的	要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては要支援 1, 2）と認定された利用者に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、指定小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスを提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が住み慣れた地域での生活が継続することができるよう、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）計画に基づいて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。</li> <li>・地域住民との交流や地域活動への参加を図る。</li> <li>・利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。</li> <li>・利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、「にこやか」で「個性豊かに」日常生活を送ることができるようサービス提供に務める。サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう務める。</li> </ul>

\*利用者やその家族は、ケアプランに位置づける小規模多機能型居宅介護支援事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能です。

### 3. 事業所の概要

名称	ケアセンターおおくぼ		所在地	富山市下大久保 1530-1		
電話番号	076-468-3322		ファックス番号	076-468-2006		
敷地	1,340㎡		延べ床面積	278.76㎡		
建物	宿泊室数	7室	ダイルーム	1室	地域交流室	1室
登録定員	25名（通いサービス 定員15名、宿泊サービス7名）					

### 4. 職員の配置状況

	常勤		非常勤		常勤換算	保有資格
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			1	
介護支援専門員		1			1	
看護従業者	1				1	
介護従業者	10	2	2		11	

### 5. 事業の実施地域

本サービスの通常の事業実施地域は富山市とします

## 6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（24時間）
営業時間	<p>通いサービス（基本時間） 午前9時00分から午後5時00分          宿泊サービス（基本時間） 午後5時00分から午前8時00分          訪問サービス（基本時間） 24時間常時対応可能な体制とする。</p> <p>※緊急時及び夜間訪問必要者においては、柔軟に対応し、訪問サービス及び宿泊サービスを提供する。（24時間）</p>
利用定員	<p>登録者25名（介護予防を含む）</p> <p>通いサービスの定員 15名          宿泊サービスの定員 7名          訪問サービスの定員 9名</p>

## 7. サービス内容

### （1）介護保険給付サービス

通いサービス	<p>事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。</p> <p>①食事／食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。          ・調理場で利用者が調理することができます。</p> <p>②入浴／入浴または清拭を行います。          ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。</p> <p>③排泄／利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p> <p>④機能訓練／利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう務めます。</p> <p>⑤健康チェック／血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。</p> <p>⑥送迎サービス／利用者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。</p>
訪問サービス	<p>利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。</p> <p>＊訪問サービスの実施のための必要な物品等（水道、ガス、電機含む）は無償で使用させていただきます。</p> <p>＊訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。</p> <p>①医療行為          ②利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な製品の授受          ③飲酒及び利用者もしくはその家族の同意無しに行う喫煙          ④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動</p>
宿泊サービス	<p>事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練をおこないます。</p>

## 8. 当事業所が定める利用料金について

介護保険給付の対象となるサービスの提供を受けた場合は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に則り、施設利用料の7～9割が介護保険から給付されます。利用者が介護保険の適用を受けていない場合、又は、介護給付の対象とならないサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。＊利用者が、未だ要介護認定を受けていない場合には、要介護度認定後、自己の申請により介護保険から返還される制度があります。

### （1）小規模多機能型居宅介護の利用料金について（介護保家給付対象）

※別紙に定める通り

### （2）介護保険給付外費用

種類	内容
食費	これらは介護保険給付の対象外です。
おむつ代	別紙料金表の通りです。
宿泊利用	居室の費用も保険給付の対象外です。利用料 1日 2,500円

日常生活費	トイレットペーパー等日用品及び光熱水費。通いサービス1日 100円
-------	-----------------------------------

※利用料金表参照

## 9. 協力医療機関

事業所の名称	みなみの星病院	所在地	富山市二俣382
電話番号	076-428-1373	ファックス番号	076-428-1370
診療科	内科、整形外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、皮膚科 外科、乳腺外科、脳神経外科、血液外科		
入院設備	有り	救急指定	無し
協力関係の概要	医療法人社団双星会が経営する病院です		

## 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	藤井 大亮
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
 ③ 苦情解決体制を整備しています。  
 ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 11. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催すると共にその結果について従業員に周知徹底しています。  
 ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。  
 ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

## 12. 業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。  
 ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。  
 ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 非常災害時の対策

消防計画	別に定めます 消防計画 平成24年4月1日 大沢野消防署へ届出 防火管理者
避難訓練	年2回 火災、地震等を想定した訓練を行います。
防災設備	自動火災報知器 煙感知器 誘導灯

## 13. 事故発生時の対応

<p>当施設内で事故が発生し処置が必要になったときは、連携している協力医療機関に連絡し、往診・診察又は入院等の指示を仰ぎ、ご家族には詳細に経過を説明、報告いたします。また、日頃より応急手当処置の知識・方法などについて研修します。また、サービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、速やかにその損害を賠償します。（当施設では損害賠償保険に加入しています。）</p>
--

14. 苦情申立

当事業所内	苦情受付担当者 藤井 大亮 苦情解決責任者 野口 久子 ご利用時間 毎日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 076-468-3322 面接 上記時間内で対応いたします 投書 玄関に設置した苦情箱に投函してください
富山県国民健康保険団体 連合会	076-431-9832 富山市下野豆田995-3 縣市町村会館内
大沢野総合行政センター 地域福祉課	076-468-5811 富山市高内333
富山市介護保健課	076-443-2041 富山市新桜町7-38
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	076-432-3280 富山県社会福祉協議会内

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

**【事業者】**

所在地 富山市下大久保 1530 番地 1  
法人名 社会福祉法人 おおさわの福祉会  
事業所名 小規模多機能型居宅介護ケアセンターおおくぼ  
(富山市指定 第 号)  
理事 野口 久子

説明者の職名氏名  
氏 名

令和 年 月 日

私は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）契約書及び本書面により、事業者からについて重要事項説明を受け同意しました。

**【利用者】**

住 所 .....

氏 名 .....

**【利用者代理人（選任した場合）】**

住 所 .....

氏 名 .....  
(続柄 )

# 小規模多機能型居宅介護利用料金表

令和6年4月10日

## ☆小規模多機能型居宅介護

### (1) 保険給付の自己負担

要介護 1	10,458単/月	
要介護 2	15,370単/月	
要介護 3	22,359単/月	
要介護 4	24,677単/月	
要介護 5	27,209単/月	
初期加算	30単/日	利用後30日間
認知症加算 (Ⅲ)	800単/月	日常生活に支障をきたすおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の場合
認知症加算 (Ⅳ)	500単/月	要介護2で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の場合
看護職員配置加算	900単/月	常勤の看護師を1名配置している場合。
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	1,200単/月	主治医や看護師、他の従業者等の多様な主体との意志疎通を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む。
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)	800単/月	主治医や看護師、他の従業者等の多様な主体との意志疎通を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む。
看取り連携体制加算	64単/日	
訪問体制強化加算	1,000単/月	
サービス提供体制強化加算	640単/月	従業者の研修計画を作成し実施又は実施予定し、技術指導を目的とした会議を定期的で開催し、介護職員の総数のうち50%以上が介護福祉士である場合。
地域区分加算	上記介護報酬の3%	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		

上記介護報酬の10.210.2

## ☆介護予防小規模多機能型居宅介護

### (2) 保険給付の自己負担

要支援 1	3,450単/月	
要支援 2	6,972単/月	
介護職員処遇改善加算	上記介護報酬の10.2%	

※上記(1)の各加算も同じように適用されます。

### (3) 介護保険対象外サービス

食費	1,900円/日	朝食：460円、昼食：750円、夕食：690円
日常生活費	100円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー等、光熱水費
宿泊料金	2,500円/日	日常生活費及び光熱水費含む
洗濯料金	200円/日	洗濯・乾燥を行います。
オムツ代		下記料金表参照

### オムツ料金 (一枚単価)

リハパンM	90円/枚	紙おむつ M	95円/枚
リハパンL	100円/枚	紙おむつ L	105円/枚
ワイドパット1000	60円/枚	ワイドパット500	40円/枚
スーパーガード	35円/枚	ケアパッドスーパー	65円/枚
装着パッド	35円/枚		

# 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

## 利用契約書

### (契約の目的)

第1条 社会福祉法人おおさわの福祉会小規模多機能型居宅介護ケアセンターおおくぼ(以下、「事業者」という)は、介護保険法令の趣旨に従い、要介護認定(要支援認定)を受けた利用者(以下「利用者」という)に対し、住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)サービスを提供します。また、利用者は事業者に、提供された小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)に対する所定の利用料及びその他の費用(以下「利用料」といいます)を支払います。

2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

### (契約期間)

第2条 本契約書の有効期間は、契約締結日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の30日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### (居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)

第3条 事業者は、当施設の介護支援専門員に利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。

2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

3 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及び利用者の家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくは利用者の家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及び利用者の家族と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。

5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

### (介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下、「通いサービス」という)、利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス(以下、「訪問サービス」という)及び事業者に宿泊するサービス(以下、「宿泊サービス」という)を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

### (サービス利用料金の支払い)

第5条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。

但し、利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス料金をいったん支払うものと

します。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。)

3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を当施設に支払います。

4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて計算します。

5 前項のほか、利用者は以下の料金を当施設に支払うものとします。

① 食事の提供に要する費用

② おむつ代

③ 宿泊にかかる費用

④ 小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

(利用の中止、変更、追加)

第6条 利用者は、利用期日前日においてサービスの利用を中止、変更もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出るものとします。

2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第7条 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 利用者は、前項の変更の同意することができない場合には、本契約を解約することができません。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。

3 事業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を行います。

4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的な外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。

5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

6 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを2年間保管し、利用者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第9条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に関わらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で個人情報を用いることができるものとします。

4 事業者は、利用者及び利用者の家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(損害賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状態を勘案して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第11条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにも専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第12条 事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施できなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第13条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
  - ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
  - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
  - ⑤ 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第14条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- ① 第7条第2項により本契約を解約する場合
  - ② 利用者が入院した場合

(利用者からの契約解除)

第15条 利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が、故意または過失により利用者または利用者の家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した通知することにより本契約を解除することができます。

- ① 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 第11条による場合



- ③ 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(清算)

第17条 第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合には、契約終了日の翌月末日までに清算するものとします。

(苦情処理)

第18条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

(協議事項)

第19条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第20条 利用者と事業者は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため本書2通を作成し利用者、事業者が記名の上、各1通ずつを保有するものとします。

令和 年 月 日

**【利用者】** 住 所.....

氏 名.....

**【利用者代理人（選任した場合）】**

住 所.....

氏 名.....

**【事業者】** 所在地 富山市下大久保 1530 番地 1  
法人名 社会福祉法人 おおさわの福祉会  
事業所名 小規模多機能型居宅介護ケアセンターおおくぼ  
理 事 野 口 久 子